

第七十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

昭和四十八年三月二十七日(火曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 古屋 亨君

理事 横山 利秋君

住 井出一太郎君

早川 崇君

三池 信君

正森 成二君

安里積千代君

出席國務大臣

法務 大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務政務次官 野呂 恭一君

法務大臣官房長 香川 保一君

法務大臣官房副長 味村 治君

法制調査部長 安原 美穂君

法務省刑事局長 安原 美穂君

委員外の出席者

最高裁判所事務 安村 和雄君

最高裁判所事務 田宮 重男君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 西村 宏一君

最高裁判所事務 牧 圭次君

最高裁判所事務 堀分 一立君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

委員の異動
三月十四日
辞任 佐々木良作君

補欠選任 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

同日 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

補欠選任 安里積千代君

長、牧刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中垣委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉誠一委員 法務大臣が来られたので、その關係を先にお聞きしたいと思うのです。

最初に、この法案の提案の責任者というか、これは法務大臣になっておられるわけですが、施行期日が昭和四十八年四月一日になっているわけですが、その四月一日に施行できなかった場合に、実際問題としてどういふ具体的な結果が生じるのか、こういうことをお聞きしたいわけですが、法務大臣が提案の責任者でしよう、だからあなたからやはり聞かないと、ちょっと無理ならば無理でもいいのですけれどもね。

○田中(伊)國務大臣 間に合わぬということになりますと重大事態でございますので、そういうことにならぬように格別の御配慮をいただきたいという念願でございます。あとは裁判所から……

○矢口最高裁判所長官代理人 単純な増員ということでございます。それだけ仕事がおくれるということでございます。裁判官の場合が一番問題でございます。このままお通しをいただかないということになりますと、先般も当委員会で申し上げたかと思えますが、別段の手続をいたしまして、判事補本務の裁判官につきまして本務と兼務を切りかえるというふうな困難な作業をせざるを得ないということに相なるわけでございます。

○稲葉誠一委員 修習生から判事補になるのは発令が四月十日でしよう、四月九日が終了式で十日が発令なわけですよ。それがどうして四月一日に発令するようにならないわけですか。四月一日に発令しなくても間に合うということならば、今度の法案というのは単にワクを広げるというだけの問題であって、実際の効果というか、それがないんじゃないですか、だからそれは場合によれば四月末でもいいし五月末でもいいということになるんじゃないですか。

○矢口最高裁判所長官代理人 先般も御説明申し上げましたように、裁判官の充員計画の大半を占めますのが修習生から裁判官に任用される方でございます。こういう方を、その時点におきまして欠員がないようにできるだけ多く採りたいということ、いろいろ充員計画をきめておられるわけでございます。そういう關係上、今回の増員を見込みまして、判事補本務の方を何名採るかというふうなこと、全国的な充員計画をきめているわけでございます。その点にそこを来たしていただくということでございます。

○稲葉誠一委員 それはわかるのですが、この法案が四月一日からの施行ということならば、判事補に対する任命も当然四月一日、あるいはその前にやるようにするのが普通だし、かりにそうでなくとも四月十日任命ということになればこの法案自身もそれほど緊急性というふうなものがないんじゃないかということが、ちょっと常識的というか、しろうとの的に考えられるので、なぜ判事補の任命を四月十日にしているのか、四月一日にしないのかということをお聞きしているわけですが、それは結果としていろいろ問題が起きてくるかと思えますけれども、ただ、この法案が一週間、十日あるいは二十日おくれたら、現実の問題として

本日の会議に付した案件
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。おはかりいたします。

本日、最高裁判所安村事務局長、田宮総務局長、矢口人事局長、西村民事局長、堀分家庭局長

てはたいして影響ないんじゃないですか。どうもそのところがわからないのですが。

○矢口最高裁判所長官代理者 御承知のように裁判官の任命をお願いいたしますのは、その前に裁判官会議の議を経なければいけないわけですが、裁判官会議の議を経まして、その結果で内閣に対して名簿提出と閣議を経て内閣で任命されるという状況でございます。

そこで問題は、裁判官会議をお願いする時点あるいは閣議をお願いいたします時点で、おそらく法案が通って御発令いただくまでは余裕ができるのじゃないかというふうな形でやることができませんので、やはりきちんと定員をお認めいただきまして、欠員があるということで充員計画をつけて、定員の範囲内であるということがはっきりいたしましたして裁判官会議をお願いし、あるいは閣議をお願いすることになるわけでございます。したがっていま御指摘のようなふうにはまいらないわけでございます。法案が成立いたしました、それからからはっきりとした定数を前提にいたしまして裁判官会議をお願いし、閣議をお願いすることとをせざるを得ない状況にあるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 法務大臣、いまこの委員会でも問題になったんですけれども、訴訟の遅延の問題等大きな問題になって、裁判官やあるいはその他職員の数が非常に少ない、そのことが訴訟の遅延を生じているということがいわれているわけですね。このことに対して、あなたの所管の中ではないですか、法務大臣として、その原因とそれからそれを解消するための対策といえますか、そういうようなことをどうお考えになっておるか、そういうことをお聞かせ願いたいと思うわけです。

○田中(伊)國務大臣 この訴訟遅延、遅延とことば皆さんが仰せになるのですけれども、実態をよく調べてみますと、一般事件はそんなに非難を受けませんほど遅延はございません。そこをこけておきます。民事も刑事も、ところが大型の特殊事件になりますと、事件の様相が複雑であるというよ

うなことからまます非難を受けるほどの長い期間がかかっている。それは立証一つを考えてみても、証人喚問一つを考えてみても、事実自体が複雑であります場合においては、どうしても時間をかけざるを得ない状態となってくるのでございます。そういうことでありますので、裁判所は非常な苦心をさせていただいて訴訟指揮をさせていただき、訴訟の進行ということに民事も刑事も、ことに刑事については苦心をさせていただいておるのでありませぬけれども、なおかつ訴訟が遅延するという理由はどこにあるのかと申しますと、いま申しますように事案自体、事件の内容そのものが複雑多岐にわたるといことが根本の理由でございます。その次には裁判官が訴訟指揮をやっていただくにいかかわらず、これに協力する側の協力においても不十分なものがあつたのではなからうか。

もつと、以上に裁判所に協力をしまして、たとえ刑事事件で申しますと、検事がこれに協力する、弁護人がこれに協力をします。民事事件で申しますと、民事訴訟当事者が協力をしますという、協力をもつと積極的に努力をいたしまして、訴訟遅延に対してこれができるだけ促進をしていく、こういう努力をしたものだ、こういうふう

に私は法務省の私の立場において常にそう反省をし、また会同その他の席においても急速なる訴訟、訴訟の促進ということには協力をしてくれよという言葉を、常に口ぐせのように申しております。そういうふうには私は見えておるのでございませぬ。事件の中身ということが一つある。それからもう一つは、裁判所に協力するという協力体制が、促進に合うようにできていかなければうまくいかぬのではなからうか。そういう方法で今後はやっていききたい、こう考えております。

○稲葉(誠)委員 きょう衆議院の法務委員会としてこの法案に対する附帯決議をするということとで、案ができておるわけですね。もうごらんになつておるかどうかわかりませんが、それは最初に「近時における訴訟遅延の現象は、裁判官その他の裁判所職員の不足と裁判所の施設の不

備によるところも大きい。」こういっておるわけですが、これはあなたの考え方とは違つたのですか。どうも違つたように私にはとれるのですけれども、あなたのことばはいつも非常に微妙なのですが、これはどうなのですか。

○田中(伊)國務大臣 私の舌足らずでございます。先生仰せのとおりにもう一つの理由は、いまおっしゃる通りに各部の裁判官の受け持つおる受け持ちの量が多過ぎるので、勢い遅延をしておるということも事情はございませぬ。そういう場合ににおいては、これに対する対策は立てなければならぬということ、そういう理由も確かにあります。先ほど申し上げましたほかに、裁判官の人数が足らぬ、こういうことから、一裁判所の担当しておる事件の量が多過ぎることから、訴訟遅延の原因の一つにもなつておるということをつけ加えておきます。

○稲葉(誠)委員 舌足らずは大いに歓迎するのですけれども、いまお話を聞いておると、法務大臣の話は、本来裁判官が独立している、そのことと法務省あるいは法務大臣の役割、それがごちゃごちゃになつてしまつて、何か裁判所の分野にまで介入して話をされているような印象を持つわけですね。司法権の独立、裁判所もまた独立、ことに予算の面については全く法務省はタッチしないというふうなこの前のお話でしたね。そう

なつてくると、訴訟の遅延あるいはその他のそういうふうな問題に關連して法務大臣あるいは政府として考えておるその対策とか、こういうふうな問題が分けて限界づけられなければならない、こう思うのです。いまおっしゃつたことは何か裁判所の中にまで入つてきているような印象を与えるのですが、法務大臣として、政府として、これに対して司法権の独立というものを害さない範囲においてどういふことをしなければならぬか、それを聞いておるのです。

○田中(伊)國務大臣 それはたいへんありがたいおことばで、そのとおり考えております。介入していくつもりはございませんが、裁判所の独立、独立といつても、独立の裁判官が独立のたてまえで独立の訴訟指揮をやっておる。あたりまえのことなのであります。それを介入するわけではないけれども、弁護士の立場においても促進に御協力をいただきたい。これを期待する。また刑事事件について申しますれば、検事の立場においてその訴訟の指揮に従つて促進に協力するという協力を申し上げたいというふうには、私はその限度を考えておるわけでございます。

それから後段で仰せになりました予算等をめぐりまして、なるほどおっしゃるとおりほとんどノータッチでございます。しかし、このごろは裁判所もなかなかしっかりしておりまして、予算はしっかり取つてくる傾向に、昔と比べるとその技術もよほど上達しておる、たいへんよろしい。それを持つてまいりましたときに最終的に國務大臣としてこれにサインをいたしました。大蔵省予算を最終的に決定するのは國務大臣の会議でございませぬ、閣議で定めることにはなるわけでございますが、その場合はそこに大蔵大臣もおる、隣同士の法務大臣もそこにおるわけでございます。予算の問題等につきましてはもつと積極的に大蔵省にも進言して、裁判所の訴訟遅延の原因はここにあるのだよ、ここを頭に置いて、増員その他の関係においては四の五の言うなという話をもつと積極的に――それはしていいのですから、そんなことはしたら介入というわけではないのですから、介入でも何でもなし、判こをつけて決定するので、もつと積極的に裁判所を支援する、こういう態度が望ましい。ほかの大臣ももちろんですけれども、法務大臣という隣同士の立場におります私の立場は、もつと積極的に裁判所を支援する、介入にならぬようにうまいこと支援する、そういう態度を必要とするように存じます。

○稲葉(誠)委員 先日熊本で水俣病の民事の判決が出たわけですね。これについて法務大臣としての意見ではなくて感想を聞くということは、これ

はたいして影響ないんじゃないですか。どうもそのところがわからないのですが。

○矢口最高裁判所長官代理者 御承知のように裁判官の任命をお願いいたしますのは、その前に裁判官会議の議を経なければいけないわけですが、裁判官会議の議を経まして、その結果で内閣に対して名簿提出と閣議を経て内閣で任命されるという状況でございます。

○稲葉(誠)委員 法務大臣、いまこの委員会でも問題になったんですけれども、訴訟の遅延の問題等大きな問題になって、裁判官やあるいはその他職員の数が非常に少ない、そのことが訴訟の遅延を生じているということがいわれているわけですね。このことに対して、あなたの所管の中ではないですか、法務大臣として、その原因とそれからそれを解消するための対策といえますか、そういうようなことをどうお考えになっておるか、そういうことをお聞かせ願いたいと思うわけです。

○田中(伊)國務大臣 この訴訟遅延、遅延とことば皆さんが仰せになるのですけれども、実態をよく調べてみますと、一般事件はそんなに非難を受けませんほど遅延はございません。そこをこけておきます。民事も刑事も、ところが大型の特殊事件になりますと、事件の様相が複雑であるというよ

は畑違いになるのですか、どうですか。もし畑違いでないとお考えでしたら、意見は別ですが、感想があれば述べていただきたい。

○田中(伊)國務大臣 感想の述べようによりましては、私の立場で申します場合には司法権の侵犯ということが起こると思えます。侵犯にならない限度で私の信念とおりの答えが、この場合はできると思えます。そこで申し上げますと、私はたいへんりっぱな裁判であった、こう判断をいたします。

○稲葉(誠)委員 一審の判決ですから確定したわけではありませんが、上訴を放棄したから確定したわけですか、送達になっていないからどうですか、その点は別として常識的には確定したわけですが、そうするとあの判決の中でも、相当たくさんの方がなくなった、あるいは障害を受けた、この間に因果関係を認めておられるわけですね。そうなるとなれば検察庁としてこれを刑事事件として取り上げなかつたのかということが、国民の間で一般的に一つの議論というのですか、一つの声として上がっておられるわけですか、検察庁はやらなかつたのだらう。聞くところによるとある程度やりかけた、これは警察だつたか、検察庁もやりかけたけれども、証拠がどうのというところで全然やらなかつた。いまは公訴時効になつてしまつておる、こういうことが現実出てきておるわけですね。この点についてはどういふうにお考えですか。

○田中(伊)國務大臣 これはたいへん複雑なむずかしい御質問をあそばされたのでございますが、これも答弁をしないわけにいかないので申し上げますと、一口に申しますと事件がむずかしいのかと。刑事事件としてどが一体むずかしいのかという、これは理屈を言うわけではないから、ありのままの検察の立場を申し上げるのであります。この事件を刑事事件として立件していくというためには、流れ出た毒物を含んだ廃液によって住民を殺すという故意があるか、殺す故意はなかつたか、この廢液をこのままほうっておけば人

が死ぬかもしれない。しかしまあ死んだつていいわこう考えたということになるならば、これは未必の故意が成立するわけでございます。故意もしくは未必の故意が成立するか。もう一つの場合は、注意をすればちゃんととめることができたのかかわらず、不注意で、過失で廢液を流しておつたのだ、こういうことが立証できるとするならば、過失致死罪、過失傷害罪、一口に申しますと過失致死傷事件が事件として立件できることになりま

す。しかし、立証のためには、いま言つたとおり、故意か未必の故意か過失かを立証しなければ立件はできない。しかし、検察庁が立件しようと思えば、それは一べんに立件はできるわけでございますが、大ざっぱな立件をいたしますと、公判廷において公判を維持することが困難になるおそれが出てくる。検察の立場というものはたいへんむずかしい立場でありまして、裁判所の裁判は、証拠なしと見れば無罪の判決をしておけば、ちゃんと判決はできるのです。けれども、検察庁はそうはいかぬ。起訴をする以上は公判で維持する責任がある。公判で維持ができないものを、時の感情、社会感情だけでやつてしまふということをやつて、それが無罪になるといふことは重大なことになるわけでございます。そういうことでございませうか

ら、立件をする以上は有罪の判決を受ける確信がなければならぬ。その確信を受けるためには、故意か未必の故意か過失かというものを立件と同時に立証する確信がなければ、これはやれないという困難性があるわけでございます。言にくいことを簡単に申しますと、そういう事情が法務省が担当しております検察の苦悩の中にある。こういうことから申しますと、なかなか、先生、これは簡単に手をつけるわけにはいかぬ。何しおるかといわれたときには言ひ方がない、こういうことをつい時間的経過を見がさなければならぬようなことになるわけでございます。この点はどうぞ

検察の立場を御了承いただきたいと思ひます。○稲葉(誠)委員 一般論としてはいま大臣の言つたとおりです。それはあくまでも一般論、抽象論であつて、この場合、裁判所のほうで過失の認定、これは民事の過失と刑事の過失とは違つて、違つたといつても普通の場合にはむしろ民事の過失のほうが広いですね。違つたといふ議論はあるとしても、少なくとも裁判所のほうで過失が認定できておるのに、認定されたと見てもいいでしょう。検察のほうでできなかったということ。結果として結論が出たというなら話はわかるけれども、本件の場合は、最初からやるだけのことも何にもやらな

い、だめだ、だめだといつてゐるのではないですか。公害事件というものの世間的な関心という

か、それがまだ当初の段階ですから、いまのようぢやなかつたという弁解はあるかもしれませぬけれども、やるだけのことをやつたのですか。やつたとしたら、何をやつたのですか。そこらところをはつきりさせて、それだけのことをやつたけれども、なおかつそういう証拠が集まらなかつたというのならいいですけれども、そこまでいかな

い、初めからだめだといふのじや、検察としては公平ではないという印象を受けるのではないですか。○田中(伊)國務大臣 ただいま仰せになつたおことばの中で、裁判所が民事的に行なつた過失とは違つたものは刑事事件として立件する上の過失とは違つたのかという事柄は、私は論及はできません。司法権は独立でございますから、これは大切にしなければならぬ。そういうことは言ひませんが、法務省が立件をいたします場合の故意、過失の立証ということの見通しは検討をちゃんとしております。ほうつておるのではありません。立件はしてないが、立件すべきかどうかということについてはやつておる。それは告発はございませぬ。告発はございませぬが、新聞記事もございませぬ。ラジオもありませぬ。それから大体の想定もできておる。こういうことでございませぬから、検事認知事件として立件すべきやいなやと

いうことについては、これは詳細なる検討をして

おる。検討をしておるが、それを立件にまで持ち込みに至らなかつた事情であるということも御了承をいただきたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 その問題に対して検討したと言われるけれども、私はおそろしく検討してないと思つたのです。かりに検討したとしても、ほんとうの軽い検討で、具体的な本格的なものぢやないんぢやないか。(田中(伊)國務大臣)それはそうです。と呼ぶ不規則発言をしてはだめです。こつちの不規則発言されたけれども、きわめて軽い検討をしたという程度にお聞きしてよろしいですか。

○田中(伊)國務大臣 先生何もかも御存じでおつしておるので、検察といふものは、告発があるか告訴があるか、脱税事件ならば国税庁から告訴、送致があるか、警察で調べたものを送致してくるかという場合のほかにはどういふことがあるかといへば、この事件についてどういふことではないのですけれども、それ以外にどういふ場合に手をつけておるのかといふと、新聞に出る、ラジオを聞く、雑誌に出る、投書が来る、人のうわさがあるといふことから、検事認知事件といふものは立件するのですから、これをおろそかにして何もしておらぬ、そういうふうなおことは聞きがしにできぬから私が言うておるので、事実、認知事件として立件すべきであるかといふことについては検討を加えております。検討を加えておりますが、それでは検討を加えた内容はどういふ理由で立件しなかつたのか発表せよ、それは発表できる筋合いのものではございません。捜査の前提になることをやつておるわけでございますから、そういう点からいへば、それは非公式なものである。簡単なことをやつておるのだらうと言われると、そのとおりである。そんな、公式に発表の

できる、筋道を立てて堂々と検討の結果を発表できるような捜査のできるはずはございません。ですから、一応の検討はしておる、検討はしておるが、確信が持てないので本式に踏み込めないん

だ、こういうふうには御理解をいただくことが真相
と思ひます。

○稲葉(誠)委員 それはそれとして、今後いわゆる
の公害犯罪と称せられるもの、おそらくいろいろな
形の中で業務上がつくのが多いと思ひますが、あ
るいは業務上がつかない場合もあるでしょうけれ
ども、いずれにしても、過失致死なりあるいは傷
なりのこういうような公害事件に関連する刑事事
件、これについて法務省はどういう態度をとって
いくのか。刑事事件に当然なるべきものと見るな
らば十分な捜査をしてやる、こういうことなのか。
あるいは最初から、相手は大会社だからむずか
かしい。むずかしいからまあこれはというような
ところではおさめてしまふのか。こういうふう
な刑事罰としての事案に対する法務大臣の考え
方というか決意、それをお聞かせ願ひたいと思
ひます。

○田中(伊)國務大臣 先ほどよく申し上げまし
たような意味で、立件すべきものかどうかという
ことについて確信が持てます限り、立件いたしま
して刑事事件として処理をしていく考えでござい
ます。

○稲葉(誠)委員 具体的に各地の検察庁に公害係
の検事というのを置いたはずですね。これはどう
いうふうになつてゐるのですか。

○田中(伊)國務大臣 専門の刑事局長が来ており
ますから、刑事局長からお答えをいたします。

○安原政府委員 稲葉先生御指摘のとおり、公害
係検事を置きました。公害犯罪処罰法の適用はも
ちろん、それからその事前の行政措置にかかわる
大気汚染防止法とか水質汚濁防止法等の事件等を
鋭意勉強し、かつ事件になりましたら処理してい
くという実情でございます。

○稲葉(誠)委員 法務大臣、あなたのお話を聞い
てみると、公害企業のいわゆる刑事事件としての
公害犯罪というか、これに対しての法務省当局と
しての取り組み、何かあんまり積極性がないとい
うふうになつて私には聞き取れるのですがね。そ
う少し積極的に行なうというふうな気が見え、そ

ういうようなものはないわけですか。
これで終わります、質問は。

○田中(伊)國務大臣 それは積極的にと軽はずみ
に答弁ができないのです。積極性がないからじゃ
ない。事柄がむずかしいから、ベトコンの入国
たいはほんとうにいかぬのです。これはいや、そ
れはほんとうにいかぬのです。これは事柄がむ
ずかしいのです。事柄がむずかしいので積極的
なことは出せぬというので、真相は先ほどから申
し上げますような事情であるということをよく御
理解をいただきたいと思います。

○稲葉(誠)委員 これで終わりますが、むずかし
いのはわかるんです。これはむずかしいにき
まつてゐるので、いままで新しい形の犯罪
だし、それから科学的な知識というか、そういう
ようなものも必要とされるし、従来の検察庁の体
制ではなかなかこれは、いわゆるなじまないとい
うか、ことばは悪いけれども、あまりやらない
ことですか。むずかしい、むずかしいのはわか
りけれども、むずかしい、むずかしいということ
しり込みするのではなくて、やるべきことはし
かりやるといふこと、もう少ししつかりとした
考え方が大臣から聞けないのですか。何かあ
んまり積極性がないように感じられるのですよ。

○田中(伊)國務大臣 やるべきはやるという態度
に間違いはないのです。やるべきであるというこ
との態度をきめるのには、さういふ困難性がある。
私の態度や意思の問題でなしに、事柄自体
の問題がむずかしいんだということですね。

○正森委員 いまの大臣の発言中、たとえ軽い気
持ちはといえベトコンというふうなことを使わ
れたのは不謹慎だ。したがって今後そのようなこ
とを使われないように私から申し上げます。

○田中(伊)國務大臣 ただいまのベトコンとい
う表現は取り消します。

○中垣委員長 横山利秋君。
○横山委員 これは法案の最終締めくくりに質問
であります。ここしばらくの間は大臣の政治的
信念、政治的姿勢という問題についてやはり議論

が生じたので、私の質問時間、短い時間では
ありますが、项目的に簡潔にこの際承りたいこと
を申し上げますから、裁判官の法案の審議ではあ
るけれども、あなたの信念をひとつ明白にして
いただきたいと思います。

まず第一の質問は、協同飼料関係についてであ
ります。これは明らかに証券会社が証券法百二十
五条に違反をして、会社と結託して株価をつり上
げた疑い濃厚であり、それから商法二百十條に
よつて、自社株の取得禁止事項に触れたこともま
た明白な疑いがある。そこで、支店長は起訴をさ
された。しかし野村証券等の証券会社の大会社は、
証券法二百七條、両罰規定があるのにかかわら
ず、検察陣としては起訴便宜主義、刑事訴訟法二
百四十八條を適用されたと思ふのであるけれど
も、裁量要件ありとして公訴提起をしない、この
う決定をされた。世間の常識として、きわめて
これは釈然としないものがある。事態明白であ
つて、それらのことを証券会社の大幹部が知らない
と言わせない。ああ悪うございました、これから
何とか努力をいたします。大蔵省もこれから嚴重
に処理いたします。お聞き願ひします。それから
あつて、どうして適用を簡単にされるのかという点に
ついて、検察陣に対して国民のごうごうたる非難
がある。この点についてどうお考えですか。

○田中(伊)國務大臣 重大事件でございますの
で、第一線の検察庁の捜査に関する事件でござい
ますので、専門の刑事局長から詳細にお答えを申
し上げます。

○横山委員 簡潔に言つてください。

○安原政府委員 東京地検からの報告によりまし
て申し上げますと、この証券会社三社につきまし
て両罰規定の適用を受ける証券取引法違反に該當
の事実があつたことは明らかでございますが、三
社とも実行行為に当たりました者が支店関係者の
みでありましたこと、それから三社とも本件につ

きまして十分反省の意を表して、今後は正改善の
措置をはかることを誓約してゐる。それからこの
監督官庁である大蔵省当局におきましても、この
種事案の絶滅を期するための指導監督の一そのの
徹底をはかるということをお言ひして、特に本件
につきましては、この三社につきまして証券取引
法上の行政処分でありますところの免許の取り消
しとか業務の全部または一部の停止等の処分を行
なう必要があるかどうかという観点からの調査を
嚴重、適正に行なうということを大蔵省当局で約
束しておるということをお聞き願ひして、今回
限り起訴を猶予するということにしたということ
でございます。

○横山委員 これは時間の都合上私から言つたこ
とと何ら変わりがないわけですね、御説明は。そ
こで法務大臣にお伺ひしてゐるんです。いまこの
刑事訴訟法二百四十八條を適用した法的根拠はな
いと言われない。しかし世間の常識が、国民世論
というものがそういうものについて納得していな
い。両罰規定が明らかであり、そうして実際の事
態というものもきわめて明白である。なぜそのい
うところだけが起訴便宜主義が適用されるのか。
なぜ起訴をされないのか。起訴をして、それが裁
判の結果において微罪であるというならともかく
として、検察陣がいま国民世論に対して、あや
まっておるのでかんにんしてしまつたというよう
な説明で国民が納得するのかどうか。この点は法
規の問題ではない。姿勢の問題である。だから私
は法務大臣に信念を聞いてゐる。

○田中(伊)國務大臣 いま安原局長から御報告を
申し上げましたように、いま安原君の言ひました
ことは、当時、何日か記憶はいたしません。検
事正談話の中にも、いま御答弁を申し上げたこと
が書いてあるように私は記憶してあります。

その理由は、反省しておるからというだけじゃ
ないんです。もう一つ大事なことは、事件の捜
査をしてみても明らかになつてみると、支店限り
でこの処置、行為をやつたものである。本店は関知
してゐなかつたことが証拠上明らかになつた。本

きまして十分反省の意を表して、今後は正改善の
措置をはかることを誓約してゐる。それからこの
監督官庁である大蔵省当局におきましても、この
種事案の絶滅を期するための指導監督の一そのの
徹底をはかるということをお言ひして、特に本件
につきましては、この三社につきまして証券取引
法上の行政処分でありますところの免許の取り消
しとか業務の全部または一部の停止等の処分を行
なう必要があるかどうかという観点からの調査を
嚴重、適正に行なうということを大蔵省当局で約
束しておるということをお聞き願ひして、今回
限り起訴を猶予するということにしたということ
でございます。

ございます。それを責任大臣以外の者がどういう発言をしたからといって、こわれるものじゃない。そんな制度にもなっておりません。私たちが取りきめまして野党各位に対して回答をいたしたことは、動くものではない。

そこで、基本方針がきまったら、基本方針のとおり事務はやればよいのです。事務がやる場合においては、どの時期にどんな申請がどんな形式で出てくるかということについては、いろいろ御意見があれば、その意見は検討したらよろしい。検討したらよいが、結論は実体的に受け入れ方針をきめてあるのですから、実体的にきまってきた受け入れ方針に従って事務の手続をやります。こういうことをごいいますから、決してきょう新聞に出ておることを気にしないでください。それはごいいます。どこに行ってもこの答弁はするつもりであります。

○横山委員 それはあなたと法眼外務次官との発言と同等に並べていやすえをするつもりは私にはありません。いやしくも法務大臣と官房長官と外務大臣が三者集まっておきめになったならば、まさに磐石不動と私も思いたい。ところがそれをやったにかかわらず、外務省の次官が、明らかにだれが見ても聞いてもそれをぐらつかせる発言をするというところは一体どういことなのか、そういう疑問を持つのはあたりまえのことです。きょうきめられたことをすぐぐらつかせるような次官は首切るべきです。そして姿勢をきちんとしなればならぬではありませんか。おれたちがきめたんだから法眼が何と云おうといおっしゃるなら、そういうものを言う法眼なんかは、これはまさに首切つてもらう。法がんじゃない、法げんか。名前は法げんだそうですね、放言したやつは首を切つてしまえ。どっちが放言だとだれかが言うらしいけれども、放言したやつは首を切らなければおかしいですよ。

そこで、あなたにさらに突っ込んでお伺いをしますが、あなたはこういうことを言ったことはいりませんか。二階堂さんのおっしゃるところによれば、あれは南の政府とそれからベトナムのあれと間違えたんだと、法務大臣は臨時革命政府のグエン・パン・チェンさんのことではなくして、南のベトナム政府が来たといったら受け入れると、うっかりして間違えたんだ。最初の釈明はそうですね。間違えたんだではない、そのままあなたは答えたいですね。

○田中(伊)國務大臣 そんなこと間違えるはずがないでしょう。あなた私の速記録読んでらわかる。あれが間違えて言えることばかどうか、そんなことではない。

○横山委員 わかりました。

○田中(伊)國務大臣 ちょっとお待ちください。あなた質問の相手間違っている。私に対する質問はばくの発言についてやってくださいよ。

○横山委員 それがだめを押ししているんだから。私も、そんなはずはないのに二階堂官房長官がどうしてそんなばかな、田中さんにあるまじきことを間違えたんだと言っているかという疑問が出たから答えてもらった。

その次の質問は、これもすなおに私どもは受け取っておるのですが、臨時革命政府のグエン・パン・チェン・パリ会談次席代表が訪日を希望して入国を申請すれば受け入れるかどうか、それに対して入国を申請すれば受け入れる用意があると答えた。ところが、きょうのテレビを見ますと、三人で御相談になったときには条件がついておる。条件というのは、この臨時革命政府と南のベトナム政府が合議をして同意をしたらという条件がついておる。あるいはまた中立を含めて三者から構成される政府、そういう二者から入国があればという条件がついた、これは違ふのですか。私はテレビを見て、新聞を見てあなたに質問しているのではありません。

○田中(伊)國務大臣 そんな条件をつけたものであれば、官房長官がわざわざ理事会に出席して答弁をするのに法務大臣発言のとおりでよろしいなどということをおっしゃるは、ごいいます。しかし、事務当局としては、こういう場合はどうだろうかあいつは入国するかどうか、これでも入るのかあれでも入るのかということはいまから予想しているいろいろ検討することは、それは私はやってもいいと思えますよ。しかし、結論をいえば、実体的に受け入れ方針をきめたのでありますから、受け入れの方針に従って手続をとれ、これはあたりまえのことだ、それで心配はごいいます。手続的にはこの場合はどうだあの場合はどうだ、どんな人が来るんだ、チェンが来るのかチェンに似たような人が来るのかといろんなことを言うことは私はあると思えます。チェンはチェンさんといつてもいいんですよ、あなた方は何でもひっかかるのだから、私の言うことには、チェンさんが来るのか、似たような人ならだれでもいいのか、チェンさんでなければならぬのか、こういうことはいろいろと手続的には、またどういいう申請が来るのだから、目的についてはどんなことを書いてくるのだろうか、速記録によるといいうと、援助以外のことで来ることに拒否できるといふようになります。そういう目的の場合に限る、こう言っているんですから、援助以外の目的で来るという場合には拒否になります。援助で来たから拒否できぬですよ。それはどうい事情であるといふことは、事務当局が心配しているいろいろなことは無理はないと思えますが、結論は、実体的に受け入れ態勢がきめてあるからこれに従っていけ、両省相談でいく、こういうことであります。その点はどうぞ疑念をお持ちくださいませぬように。

○横山委員 念のためもう一ぺん一言。そうしますとこの質問は臨時革命政府のグエン・パン・チェンさんということになっておる。あなたの答弁は、事務当局がいろいろ考へるのは無理はないが、チェンさんが来るか、ほかの人が来るか、それはわからぬではないかといふことなのです。しかし援助の問題は、私が言っている臨時革命政府の人が申請をするということについては、いやそれは南ベトナム政府と合意をしてこなければだめだよということ、あるいは中立も含めて三者のでき上がったものがこなければだめだよという条件がテレビ、新聞で放送されて、それだともう変貌してくる。チェンさんなり臨時革命政府ではないのです。したがってそれは非常なたい、ある意味では拒否的条件になってしまふ。問題の質問を性格と別な人格、別な条件でなければいよいよということになっている。変貌を明らかにしていると思ふのです。あなたのお答えはそうでなくして、そういうものを絶対条件にしている覚えはない、臨時革命政府のチェンさん、一応そうなるのだけれども、臨時革命政府が援助で来られるならば、それはすなおに受け入れる用意がある、こういうふうな理解してよろしいのです。

○田中(伊)國務大臣 三者できめた事柄以外に私は発言の自由がないのです。

○横山委員 何をきめたんですか、三者で。

○田中(伊)國務大臣 いま言いますように、三者できめまして、その結論を二階堂君が持つて理事會に出て話をしてまいりました以外の事柄を私が答弁する自由がないので、ここで申し上げるのであります。二階堂君が理事會で報告して了承されたことはどんなことかといふと、田中発言のとおりでありますが、一字も訂正はないんだ、つけ加えるべきものもない、削るべきものもない、田中発言のとおりでございいます、こういうことでございませぬから、私の発言の中にはいまあなたが仰せになったようなことが書いてありませんからね。そうでしょう。私がそれ以上のことを言うことややくしくなるのです。この話は速記録のとおり、速記録と一字でも違う事柄は責任は持てぬ、こうお聞き取りください、どうぞ。

○横山委員 それは大臣の心情、私察するに余りある。御同情申し上げる。御同情申し上げるけれども、それは野党だから、いやらしいことも聞か

なければならぬです、悪いけれども、申しわけないけれども、それはあなたの立場というものは、あなた、今日おれが言ったことはあくまでおれの政治責任をもってやってみせると言っておられるけれども、あなたを取り巻く外務省なりあるいはそのほかの筋では、まあまあこのところは田中があれだけ言ったんだから、あれを取り消させるのはかわいそうだから、ひとつあれはあれにしておいて、具体的、現実的な問題になったらあれやこれやかっこうをつけ、条件をつけ、そうして筋は筋として実際はそういうことのないようにしよう、そういう雰囲気の流れはおかしくない。そして新聞紙上は、もう実際問題としては、素朴な田中発言は行なわれ得ない、こういうふうには踏んでおるから、私は、いやらしい話であるけれども、だめを押している。そしてあなたが、とにかく男として、法務大臣として、一たん言ったことはあなたが全責任をもって、閣僚として、そういう放言をするようなやつは首を切れと大きな声で言うくらいでなければ、この問題については釈然としな

いんです、静かです。ものはきまってるんだから、荒立ててじゃんちゃん言うことはないでしょ、私はそう思うのですよ、ありのまま言いますと。

ました、裁判官の再任と新任については、不安を抱かせないように身分保障をきちんと確保すべきである。

二十五期の司法修習生の裁判官志望の者に対する採否の決定はいつ行なわれる予定ですか。

い。実際そういう雰囲気ですよ。どうです。

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

○横山委員 時間が参りましたから質問をやめますけれども、それはあなたがここで、おれの言うとおりになるから静かにしておれと言っても、あなたが心中で放言をした法眼に対して烈火のごとくおこつていなければ、私はおかしいと思うのです。それは何も、あなたが事務次官を首切ることではない。けれども、大平外務大臣に対して、おまえの部下は何だ、おれとおまえときめたことについて、おまえの部下がこういうばかかたことを言っている、こんなことがあるかとおこらなければおかしい。おこつておつてあたりまえだと思

○矢口最高裁判所長官代理者 熊本簡易裁判所の宮本裁判官が三月十四日付をもちまして辞任を申し出られたわけでございます。これは所属の簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所を経由いたしまして、最高裁判所に申達されたわけでございます。最高裁判所といたしましては、裁判官会議におはかりしました上で、内閣に送付するということに相なるわけでございます。

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

一つは、こまかいことではありますが、国選弁護人の謄写料の問題。いま謄写料は法律に基づいて支払われることになっておりません。そこで謄写料については、かっこうは弁護士士の自費負担ということになっておる。そんなばかかたことはない。したがってこれは法律改正をしても、国選弁護人が使った謄写料については支給をすべきである。

それから第五番目は、家庭裁判所をこの間見てまいりましたが、家庭裁判所の機能というものは非常に庶民的であり、雰囲気も一般の裁判所と違

○矢口最高裁判所長官代理者 一般的には宮本裁判官の個人的なものでございますので、その理由を申し上げるのもいかなるものであろうかという感じがいたしますが、差しつかえない限度としてお許しを得て申し上げますと、一身上

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

第二番目には、この附帯決議をつくりましたときに、理事会でぜひおん議論になりました。それは最高裁判官の任命について、今日までの経緯等も含めて、きょうの新聞にも出ておるようでありますが、五、五、五という比率構成について、最善を尽くしてもらいたい。

三つ目は、これも附帯決議調整の際議論になりました、裁判官の再任と新任については、不安を抱かせないように身分保障をきちんと確保すべきである。

○青柳委員 その辞職願いは、辞職をしたい理由について何か文書上明らかにされておりますか。

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

○青柳委員 時間が参りましたから質問をやめますけれども、それはあなたがここで、おれの言うとおりになるから静かにしておれと言っても、あなたが心中で放言をした法眼に対して烈火のごとくおこつていなければ、私はおかしいと思うのです。それは何も、あなたが事務次官を首切ることではない。けれども、大平外務大臣に対して、おまえの部下は何だ、おれとおまえときめたことについて、おまえの部下がこういうばかかたことを言っている、こんなことがあるかとおこらなければおかしい。おこつておつてあたりまえだと思

○青柳委員 次は青柳盛雄君。

○青柳委員 田中法相にもお尋ねしたいことがありますが、最後にいたしまして、その前に最高裁判所に尋ねたいと思います。

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

○青柳委員 時間が参りましたから質問をやめますけれども、それはあなたがここで、おれの言うとおりになるから静かにしておれと言っても、あなたが心中で放言をした法眼に対して烈火のごとくおこつていなければ、私はおかしいと思うのです。それは何も、あなたが事務次官を首切ることではない。けれども、大平外務大臣に対して、おまえの部下は何だ、おれとおまえときめたことについて、おまえの部下がこういうばかかたことを言っている、こんなことがあるかとおこらなければおかしい。おこつておつてあたりまえだと思

○青柳委員 次は青柳盛雄君。

○青柳委員 田中法相にもお尋ねしたいことがありますが、最後にいたしまして、その前に最高裁判所に尋ねたいと思います。

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

○青柳委員 時間が参りましたから質問をやめますけれども、それはあなたがここで、おれの言うとおりになるから静かにしておれと言っても、あなたが心中で放言をした法眼に対して烈火のごとくおこつていなければ、私はおかしいと思うのです。それは何も、あなたが事務次官を首切ることではない。けれども、大平外務大臣に対して、おまえの部下は何だ、おれとおまえときめたことについて、おまえの部下がこういうばかかたことを言っている、こんなことがあるかとおこらなければおかしい。おこつておつてあたりまえだと思

○青柳委員 次は青柳盛雄君。

○青柳委員 田中法相にもお尋ねしたいことがありますが、最後にいたしまして、その前に最高裁判所に尋ねたいと思います。

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

○青柳委員 時間が参りましたから質問をやめますけれども、それはあなたがここで、おれの言うとおりになるから静かにしておれと言っても、あなたが心中で放言をした法眼に対して烈火のごとくおこつていなければ、私はおかしいと思うのです。それは何も、あなたが事務次官を首切ることではない。けれども、大平外務大臣に対して、おまえの部下は何だ、おれとおまえときめたことについて、おまえの部下がこういうばかかたことを言っている、こんなことがあるかとおこらなければおかしい。おこつておつてあたりまえだと思

○青柳委員 次は青柳盛雄君。

○青柳委員 田中法相にもお尋ねしたいことがありますが、最後にいたしまして、その前に最高裁判所に尋ねたいと思います。

○田中(伊)閣務大臣 理事会に報告し理事会で了承をされ、委員会に報告され委員会でも了承をされたのは、法務大臣の発言のとおりということでございます。一字も違わぬことを実施する、責任を負う。あなたのおっしゃるような、この場合はどうだ、あの場合はどうだという事柄については答弁はしない。答弁をするとややこしい。ややこしいです。

○青柳委員 時間が参りましたから質問をやめますけれども、それはあなたがここで、おれの言うとおりになるから静かにしておれと言っても、あなたが心中で放言をした法眼に対して烈火のごとくおこつていなければ、私はおかしいと思うのです。それは何も、あなたが事務次官を首切ることではない。けれども、大平外務大臣に対して、おまえの部下は何だ、おれとおまえときめたことについて、おまえの部下がこういうばかかたことを言っている、こんなことがあるかとおこらなければおかしい。おこつておつてあたりまえだと思

○青柳委員 次は青柳盛雄君。

○青柳委員 田中法相にもお尋ねしたいことがありますが、最後にいたしまして、その前に最高裁判所に尋ねたいと思います。

の理由により退官したいということとを理由にしておられるわけでございます。

○青柳委員 その内容は別に本人が公表されて困るといふような内容にはなっていないと思いが、その辞表を出した三月十四日の日に新聞記者に会って理由を述べたようであり、それからこれは文書ではないわけであり、それは時間の関係上あまりよく申しませんが、要するに自分が簡易裁判所の裁判官として二年間残って働いてきたことは、二度と再び自分のようにいわれなく判事任官を拒否されることのないように役立てばという気持ちであった。昨年は金野裁判官が自発的に判事任官希望を撤回したのでも、実質的には一人拒否された形になっておる。しかしこれは事実上も拒否された人はないようなので、自分も一応の目的が達成されたと思うというようなことを言っております。それはそれなりに私どもよくわかるのでありますが、しかしもう一つの方面では、やはり自分に対する扱いは十分目的を達したということをやめるわけはないんだ。自分は野におりるけれども、引き続き任官を希望し、それが実現することを望んでいるんだ。望んではいないけれども、いまの段階では最高裁の態度というものは決して根本的に変わったようには思えないというふうに言っているわけであり、このほうが非常に重要だと思っております。新聞の解説などを見ても、この問題についての関係方面の人々の意見なども報道されておりますが、これはいわゆる青法協問題あるいは司法の危機といわれるようなものが解消してしまつたわけではない。むしろこれは形を変えて、はでな形ではないけれども、隠然たる形で存続するであろう、そういう危惧の念が表明されているわけであり、私は、宮本裁判官がやめたということについては最高裁はどういう考えか、これについての感想といふか、教訓といふか、これを考へておられるのか、述べていただきたいと思つた。

○矢口最高裁判所長官代理者 宮本裁判官が御指摘のように辞表を出されて、記者会見をされているとおっしゃっておるといふことは私も新聞紙上等で拝見いたしましたわけであり、また一方、その辞任の理由として一身上の都合と申すことを述べておられますこともいま申し上げたことと申すことはお許しいただきたいと思つておられます。

○青柳委員 それが宮本裁判官の個人的なことにわたる。採用しなかつたことについても本人の希望があるとならうとを問はずとに述べない。やめたことについてもいろいろ考えはあるけれども述べない。最高裁は、こういう事態について世間ではいろいろ注視しているにもかかわらず、こういうものから何らかの教訓をくみ取って、今後はどうするかということをお尋ねを言わないのか。それをはっきり言うべきではないか。それでこそ人事が公正に行なわれているということとを国民に積極的に知ってもらうことになるのではなからうかというふうに思つておられます。

私は、宮本裁判官が二年間簡易裁判所の裁判官という地位に甘んじているという、いかにも簡易裁判所の裁判官のほうに他の判事裁判官、判事補裁判官に比べて見劣りするといふふうにとられると困るわけであり、本人の希望は判事に任官してこれというのを、それはかなえられないで、たまたま任期が残つていた簡易裁判所の裁判官としてのつとめだけをやらなければならぬという状況の中で、いろいろの苦しみ味わつたと思つた。それは本人の口からは新聞記者には語られていないようですが、しかし新聞記者のほうではこの点について、たとえば朝日新聞の三月十五日の朝刊により、同裁判官は「簡裁」といふものが司法全体の中で極めて冷遇され、まますげにされていることを痛感した」と語つたが、「私生活上の困難や迫害も大きな動機になつ

ているのでは」との見方も強い。」と書いています。これはラジオとかでも解説されたのを私聞いたような気がするのです。あるいはテレビだったかもしれませんが、給料が据え置かれていたといふようなことがあつたようであり、これはほんとうでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の裁判官として約二年間おつとめになつたわけでございます。その間昇給等が行なわれなかつたということとは事実でございます。

○青柳委員 それ以前から通算すると、二年ではなかつてもっと長かつたといふふうにも解説があつたように思つたのですが、どうしてその間上げなかつたわけでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 宮本裁判官は、簡易裁判所の専任におなりました前回は兼判事補として、実際上は判事補、しかも職権の特例のある判事補としての職務をおとりになつておつたわけでございますので、簡易裁判所判事専任になつてからはいわゆる簡易裁判所判事専務でございます。したがって、簡易裁判所判事の方の問題として取り扱つてきておるといふだけの理由によるわけでございます。

○青柳委員 この新聞の記事によれば、「同裁判官は、昨年十月開かれた裁判官懇話会の席上①四年近く給料が固定され、家族は精神的にこたえて「と漏らした」といふふうにも書いてあります。四年も同僚の判事に任官された同期の裁判官がストップされているかどうか。そうではないとする明らかに差別があるかどうか。簡易裁判所の裁判官と同期の理由によつてされたことにもなるわけですが、同期の裁判官で判事に任用された方の給料はこの二年間に上がつておるので、どうかそのままでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 判事補から判事になり、これは俸給も判事の俸給の適用を受けるということになります。また判事となつた以上、一定の年数がたちますれば上の号俸に昇給するということも考えられるわけでございます。

宮本裁判官は簡易裁判所判事ということで、御承知のように判事、判事補と別個の体系による給与を受けておられるわけでございます。簡易裁判所判事として一般の方と同様の取り扱いがなされたといふだけのことでございます。

○青柳委員 そのほか裁判所内のいろいろな待遇についても差別があるといふのですが、たとえば宿舎などについては従来どおり判事補の宿舎にとどまつておつたのか、それとも簡易裁判所の宿舎に移されたのか。またとどまつていたとした場合に、また簡易裁判所の裁判官には電話がついて宿舎はないようであり、また、まあ首席の方はどうかしりませんが、宮本裁判官の場合、簡易裁判所のほうの裁判官であるから宿舎の電話は取りはずすといふふうになつたのかどうか。そういうような点はいかがでしょうか。

○田宮最高裁判所長官代理者 宮本裁判官の宿舎の問題でございますが、宮本裁判官は昭和四十五年五月に熊本地裁に赴任されて、その当時におきますところの特例判事補の規格でございます。六十七・七六平米の宿舎に住んでおられまして、その後簡易判事になられた時点におきまして、この特例判事補の規格は四号以上の簡易判事の住まわれる規格でもございますので、そのまま住所は変わっておりませんが、それからまた電話の架設の問題でございますが、これも内部的には事務用電話の架設基準すなわち公用電話の架設基準といふものをつくつておりました。簡裁の判事さんの場合でも架設基準の中に当然入つておりました。宮本裁判官が簡裁判事専任となつた場合でもその電話を取りはずすといふことはなく、従前どおり使つていただいております。

以上でございます。

○青柳委員 時間がありませんので、この問題は一番聞きかたつた点をはずされてしまいました。宮本裁判官がもうやめたからこれでやれやれといふような考え方が、新聞でも最高裁判所側はこれほつとしていふんじゃないかといふような

ことまで書いてあるわけで、まあもう一年たったときにどうなるかという問題が自然に解消したような形で、ほっとしたというのもあるいは実感かもしれないと思うのですけれども、ほっとされてしまつてこれだけの重大な世間を騒がした問題が、とぎがたつに從つて治癒してしまひ、そして隠然たる形で司法の危機あるいは司法の反動なるものが続いていくことは、われわれとうてい許すわけにいきませんので、この問題は今後また最高裁に真意をただしたいと考えますが、きょうはこれでやめて、法務大臣に一点だけお尋ねします。

去る三月六日の予算の第一分科会で、私は名古屋高等検察庁の川口光太郎検事長が新聞記者会見にあつて公害問題について明らかに失言といふか不届きしごくな発言をしたわけですが、つまり公害問題が反体制運動に利用されているといふことは無関心でいられないようなことで、しかも青法協があちからこちらで被害者の人たちと會つて相談をしたりしているのはまさに反体制運動をやっているのだみないなことを言っている。この公安関係の、公害じゃありませんよ、公安関係の検察官として長いキャリアを持つていた人間らしく、相当反体制なんといふことについてうんちくでもあるかのごとくに言い、そして人間問題であるところの公害問題を扱うのは、それが社会的な関心の的になれば当然住民運動といひますか、大衆運動になるのはあたりまえだ。個々的には解決できないからどうしても大衆運動になる。大衆運動即反体制運動だ、こういうふうには即断をして、そして個々の被害者はお気の毒だけれども、これが反体制運動なるものを利用してしまふ、こういうことを言っている。田中法務大臣は、これは確かに舌足らずであつて失言であるといふふうにお認めになつて、そしてこの失言を大臣に向かつてお呼びをするといふのではなくて、むしろこの被害者を含む関係者に謝罪をすべきではないかといふことを意見として申し上げまして、結局大臣も文書で、公開質問状を出されたのだから文書にして差

し上げる。差し上げるのはいいけれども、それを郵便で送りつけるとかあるいはほかの者に持つていかせるとかいうようなことになしに、自分でその文書に関係者にお渡しするといふことがいいのじゃないかといふことをよく申し上げまして、大臣もそれが一番礼儀にかなつたことだと思つて、どうにお答えになつた。その後、翌日でしたか、当日でしたか、またこの川口さんが名古屋で新聞記者会見をやりまして、結局は失言とは思われない。失言といふのは言い過ぎることなので、今度の場合には言い足りなかつたのだから失言じゃないのだといふようなことを、これこそ全くの詭弁だと思ひますが、この点は大臣は言い足りなくてもいい過ぎても失言といふことになるのだとこの前の分科会ではつきり分析しておられたのです。それにも反するようなことを言つて、あやまるつもりはなさそうなことを言つて、回答は次席検事に渡してあり、次席を通じて回答するのだ、たいへん忙しいからいまのところ質問を提出した人たちに直接會つて文書を渡すなんといふことは考へておられない、こういうふうには記者会見で開き直りをやられては、これは世間で聞かされてゐる。国会で法務大臣が非常に遺憾であると言われているのに、なにくそ首にするならしてみろと言わなければかりの開き直りの態度とすら私は思ふのでありますけれども、その後どういふ状況かお調べになつたことがあります。

○田中(伊)國務大臣 本件はたいへん恐縮に存じます。そこで、私が前回委員会でお質問に対して申し上げましたように、文書で究明をされておるのだから、公開質問状といわれるものをもらつておるのだから、口頭よりは文書で責任ある回答をさせるほうがよからうと存じますといふことを申し上げました。その文書の渡し方でございますが、これは礼儀を尽くしまして、御無礼にならないようにといふことを留意させますといふことをたしか私委員会でお申し上げた記憶がございます。その後、私同様のことを、慎重にえりを正してやれば

というをよく申し聞かせまして、それでたいへん丁寧な文章ができて、その文章を本来ならば本人が持つていくべきでありましたが、だんだん情勢を探つてみたら、とても本人が持つていったら受け取つてもらへる筋のものではないといふ情勢がございまして、そこで次長がまずこの文章を丁寧に持つていってお呼びのことばを述べ、文章を一人一人別々に受け取つてもらいたいといふことを訪問をいたしまして懇請をしたのでありますけれども、はねつけられた。それは無理もありません、そうかそうかとおっしゃるはずもありませんが、ずいぶん丁寧に持つていきまして、受け付けてくださらないので、それを持ち帰ります、そして北村利弥様、これは公害訴訟弁護団の代表者団長でございますが、北村利弥様、弁護士さんと思ひますが、この人を含めまして外十二名、合せて十三名の代表者の皆さま方に郵便をもつてこの文章をお送り申し上げたといふ経過になっておりました。それで、おまえ礼を尽くしてないのではないかとおこぼれがあるといふ私がおたが恐縮をするわけでございますが、どうもいろいろお呼びを言つてみたが受け取つてくださらぬといふことで、しかしとにかく届けなければならぬといふことで、文章をいたしておることだからといふことでそれを送りしたといふ事情でございますが、どうぞ御了承をいただきたいと思ひます。

○青柳委員 それは礼を失するじゃないかと言われるとまた申しわけないと言つて先回りをされたのですが、その前提に、お会いしてお渡しするよ

うなことは受け入れてくれないだろうといふふうにお話ししておつたけれども、そんなことはないのです。一々持つていって渡すといふ、そういうことまで私どもとしては期待してなかつた。最初から、お返事をいただけるのはいつてございませうか、それをあらかじめお知らせいただければ参りますといふので、三月の二十二日にいらつしやい、午後三時にいらつしやいといふので、みんな、イタイイタイ病は富山のほうから、それから

○中垣委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

○中垣委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中垣委員長 本法律案に対し、大竹太郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党、民社党、五党共同提案にかゝる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○中垣委員長 本法律案に対し、大竹太郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党、民社党、五党共同提案にかゝる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。大竹太郎君。

○大竹委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派共同提出にかかる本法案に対する附帯決議案について、提出者を代表してその趣旨を説明いたします。

まず、案文を朗読させていただきます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、近時における訴訟遅延の現象は、裁判官その他の裁判所職員の不足と裁判所の施設の不備によるところも大きい。

よつて政府並びに最高裁判所は、裁判所職員の増員と裁判所の施設の充実にあつて予算の増額その他適当な措置を講じ、もつて裁判に関する国民の信頼にこたえるよう努力すべきである。

一、政府は、最高裁判所裁判官国民審査の方法等について検討すべきである。

一、政府並びに最高裁判所は、可及的すみやかに執行官法附則及び同法に関する附帯決議の実施を図るとともに、執行官制度の根本的な改善を図るべきである。

以上であります。

本案の趣旨については、委員会の質疑の過程で明らかになっておりますので、詳細は省略をさせていただきますが、何とぞ本附帯決議案に対し賛成されんことをお願いいたします。

○中垣委員長 これにて附帯決議案の趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
大竹太郎君外四名提出の動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中垣委員長 起立総員。よつて、大竹太郎君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に対し、田中法務大臣から

発言を求められておりますので、これを許します。田中法務大臣。

○田中(伊)國務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしましたして、努力を重ねてまいる所存でございます。

○中垣委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中垣委員長 次回は、明二十八日水曜日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

法務委員会議録第七号中正誤

ハシ 段 行 誤 裁判 正

同 第八号中正誤

ハシ 段 行 誤 高揚 正

同 第九号中正誤

ハシ 段 行 誤 在野法曹 正

三 二 六 佐野法曹